

重度心身障害者医療費の支給方法

(令和4年10月から)

医療機関等の所在地は埼玉県内？

はい

いいえ

その医療機関等は現物給付(窓口払いなし)※1 を行っている？

いいえ

医療機関等に医療保険の一部負担金を支払う。

はい

その医療機関等での月額医療費※2 が21,000円未満？

いいえ

同一医療機関の月額医療費※2 が21,000円以上の場合は、月の最初の受診にさかのぼって支払う。

はい

現物給付(窓口払いなし)※1

償還払い

※1 現物給付(窓口払いなし)とは、医療保険の一部負担金について、受給者が医療機関等に支払うことなく、加須市から審査支払機関を通じて医療機関等へ支払う方法。

対象となる医療費は、医科・歯科・調剤薬局※3・訪問看護において、医療保険が適用される自己負担金額のみ。

なお、入院時食事療養費の助成は、満15歳に達した後の最初の3月31日までの方に限る。

※2 月額医療費とは、入院時食事療養費を除く、医療保険の一部負担金のこと。

※3 「特定疾病療養受療証」をお持ちの方の、人工透析治療等を受けられた際の院外処方医療費は、現物給付(窓口払いなし)の対象外。ただし、加須市国民健康保険、後期高齢者医療加入中の方は除く。

【支給申請方法】

①「重度心身障害者医療費支給申請書」に医療機関等の領収書を添付するか、医療機関等で支給申請書に直接証明を受ける。

②加須市役所障がい者福祉課、または、お近くの総合支所へ提出する。

【支給日】

●国民健康保険、社会保険の方

原則、支給申請書を提出した月の翌月25日(休日の場合は前日)に指定口座へ振り込み。ただし、高額療養費、附加給付等が発生する場合は、確認のため概ね4ヵ月後の振り込み。

●後期高齢者医療の方

診療月の4ヵ月後の25日(休日の場合は前日)に指定口座へ振り込み。